

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第四十三号

##### 建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第九項、第五十二条第二項及び第三項並びに第五十七条第三項中「三・四パーセント」を「三・七パーセント」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第四十四条第九項、第五十二条第二項及び第三項並びに第五十七条第三項の規定は、同日以後に締結された建設工事の請負契約について適用する。